

磐 監 第 176 号
令和 8 年 3 月 25 日

磐田市議会議長 鈴木 喜文 様

磐田市監査委員	瀬 崎 浩 史
同	鈴 木 博 雄
同	芥 川 栄 人

行政監査結果の報告について

地方自治法第 199 条第 2 項の規定に基づき行政監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を別紙のとおり報告する。

令和 7 年 度

磐 田 市 行 政 監 査 結 果 報 告 書
(特 命 随 意 契 約 に つ い て)

磐 田 市 監 査 委 員

目 次

第 1	監査の種別	1
第 2	監査のテーマ	1
第 3	監査の目的	1
第 4	監査の対象	1
第 5	監査の期間	1
第 6	監査の方法	1
第 7	監査の着眼点	1
第 8	監査の結果	2
1	契約の状況（1次調査）	2
2	抽出調査の状況（2次調査）	3
3	抽出調査結果及び意見	4
資料 1	物品製造等にかかる契約事務取扱要領（抜粋）	6
資料 2	磐田市契約規則（抜粋）	6
資料 3	地方自治法施行令（抜粋）	6

第 1 監査の種別

行政監査（地方自治法第 199 条第 2 項の規定による監査）

第 2 監査のテーマ

「特命随意契約について」

第 3 監査の目的

地方公共団体が締結する契約は、地方自治法の規定により一般競争入札が原則とされており、随意契約は地方自治法施行令で定める場合に該当するときに限り適用できるものである。

随意契約の内、特定された 1 者と契約を締結するものが特命随意契約であり、特命随意契約を行うには、性質又は目的が競争入札に適しない理由を具体的に説明する必要がある。

本市における令和 6 年度一般会計の委託料について、契約相手方の選定方法は特命随意契約が 6 割を超えているが、定期監査時に確認したところ、随意契約理由が不明確なものも見受けられた。

そのため、特命随意契約事務の手続きについて調査・検証を行い、公平かつ公正な契約事務の執行に資することを目的として実施する。

第 4 監査の対象

令和 6 年度に一般会計において特命随意契約により契約した委託業務で、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号から第 9 号までのいずれかに該当するもの。

第 5 監査の期間

令和 7 年 11 月から令和 8 年 3 月まで

第 6 監査の方法

磐田市監査基準に基づき実施した。全課（公営企業会計を除く）が令和 6 年度に行った一般会計の委託契約について、1 次調査を実施した。さらにその中から 2 次調査として 101 件を抽出し、書類審査のほか、必要に応じて関係職員から聴取を行った。

第 7 監査の着眼点

- （1）特命随意契約の理由は明確であるか。
- （2）地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号から第 9 号の要件に該当しているか。
- （3）予定価格の設定は適切に行われているか。
- （4）契約手続きは適正に行われているか。

第8 監査の結果及び意見

1 契約の状況（1次調査）

（1）部局別の契約状況

令和6年度の一般会計における委託業務の契約件数は全体で1,475件、そのうち特命随意契約件数は893件となっている。

随意契約の状況を部局別にみると、表1のとおりである。部局ごとに差はあるものの、契約全体の約6割が特命随意契約である。

（表1）委託業務の部局別件数

区分	契約件数	構成比	特命随意 契約件数	特命随意 契約比率
総務部	132	8.9%	81	61.4%
企画部	124	8.4%	98	79.0%
自治市民部	154	10.4%	99	64.3%
健康福祉部	145	9.8%	96	66.2%
こども部	122	8.3%	81	66.4%
経済産業部	122	8.3%	50	41.0%
建設部	181	12.3%	100	55.2%
環境水道部	103	7.0%	61	59.2%
危機管理課・会計課・議会事務局・ 監査委員事務局	38	2.6%	28	73.7%
教育部	308	20.9%	172	55.8%
消防本部	46	3.1%	27	58.7%
合 計	1,475	100.0%	893	60.5%

※特命随意契約件数にはプロポーザルによる契約を含む。

（2）特命随意契約の適用条項の状況

特命随意契約により契約締結ができるのは、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号から第9号のいずれかに該当する場合である。特命随意契約を適用条項別でみると第2号が821件で最も多く、全体の91.9%となっている。

1次調査において、4号、7号及び9号を適用している特命随意契約の該当は無かった。

（表2）特命随意契約の適用条項別件数

適用条項	件数	構成比
第2号（その性質又は目的が競争入札に適さないとき）	821	91.9%
第3号（障害者支援施設、小規模作業所等と契約するとき）	46	5.2%
第4号（新商品として生産する物品の買入れ等をするとき）	0	0.0%
第5号（緊急の必要により競争入札に付することができないとき）	20	2.2%
第6号（競争入札に付することが不利と認められるとき）	4	0.5%
第7号（時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのとき）	0	0.0%
第8号（競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき）	2	0.2%
第9号（落札者が契約を締結しないとき）	0	0.0%
合 計	893	100.0%

(3) 業務内容別の状況

特命随意契約を業務内容別に区分すると、表3のとおりであり、「機器、システム保守関連」及び「設備保守」をあわせると354件で、全体の39.6%となっている。

また「公園・樹木管理、除草、清掃」は、シルバー人材センターを契約相手方として第3号を適用しているものが多い。

「その他」で第5号を適用しているのは、災害復旧や選挙に関するものである。

(表3) 特命随意契約の業務内容別件数

適用条項 区分	第2号	第3号	第5号	第6号	第8号	合計	構成比
機器、システム保守関連	159	0	0	0	0	159	17.8%
設備保守	194	0	0	1	0	195	21.8%
廃棄物収集運搬、浄化槽保守	47	2	0	3	0	52	5.8%
公園・樹木管理、除草、清掃	47	26	0	0	0	73	8.2%
施設管理	46	4	0	0	0	50	5.6%
調査、研究、研修	25	0	4	0	0	29	3.3%
保健、医療、福祉関係	99	1	0	0	0	100	11.2%
設計業務、工事監理、測量	19	0	2	0	0	21	2.4%
給食調理・配送	20	0	0	0	0	20	2.2%
その他	165	13	14	0	2	194	21.7%
合 計	821	46	20	4	2	893	100.0%

※第4号、第7号、第9号を適用している特命随意契約は無し。

2 抽出調査の状況（2次調査）

契約相手方の選定が適正に行われているかを検証するため、令和6年度の一般会計における特命随意契約893件のうち、101件を抽出して2次調査を行った。2次調査では執行伺、契約締結伺等の関係資料の提出を求め、監査の着眼点に基づき確認した。

なお、抽出した101件の内訳は適用条項が第2号のものは75件の抽出、第5号、第6号及び第8号のものは全件を抽出し、それぞれ20件、4件、2件となっている。

3 抽出調査結果及び意見

今回の行政監査を通して、特命随意契約の手続きについて、契約理由が不明確なものなどが見受けられたが、概ね適正に執行されていた。

地方公共団体が締結する契約は一般競争入札が原則であり、特命随意契約は特定の1者と契約をする例外的なものである。例外的な契約方法であることを認識し、相手方の選定に当たっては前例によって業者選定することなく、他に業務を行える業者がないか情報収集し、見直しを検討するなど、公平性を確保されたい。

なお、契約手続きについては、磐田市契約規則（以下「契約規則」という。）及び本市の契約事務の取扱い指針として定めている物品製造等にかかる契約事務取扱要領（以下「取扱要領」という。）を遵守し、誤りのない事務処理に努められたい。

また、下記の事項に留意して適正な事務執行を図られたい。

（１）特命随意契約の理由を明確にすること

随意契約は、地方自治法施行令で定める場合に該当するときに限り適用できるものである。取扱要領（資料１）においては、特命随意契約を「相手方を1者に限定する特殊な契約形態であり慎重に取り扱うべき」であり、「業者選定する理由は、具体的かつ説明責任が果たせるものでなければならない」としている。

しかしながら、抽出した事業を確認した中では、特に第2号を適用する契約において、契約相手方以外では業務を履行できない理由を明確に記載していないものや、「業務を熟知している」、「業務実績がある」、「当該業務に適任である」など随意契約理由として妥当性に欠ける記載が見受けられた。市民への説明責任が果たせるよう、業者選定理由は具体的に記載すること。

さらに、第6号を適用する契約の中には、経費の節減を理由としながらその根拠となる資料の添付が不足しているものが見受けられたので、客観的な根拠についても漏れなく記載すること。

また、業務の実施理由や内容、契約相手方の受託歴など、随意契約理由と直接関係しない内容を長々と記載しているものについては、理由のみを簡潔明瞭に記載すること。

（２）地方自治法施行令の適用条項を適正に記載すること

調査した中で、第6号（競争入札に付することが不利と認められるとき）を適用条項としているが、理由として記載された内容は第2号（その性質又は目的が競争入札に適さないとき）であるものや、第2号を適用条項としているが第5号の緊急の必要性を理由として記載しているものなど、適用条項と特命随意契約理由が不適合であるものが見受けられたので、適用条項は内容に応じたものとする。

また、第5号の緊急性を適用する契約の中には、適用条項は適正であるが、契約相手方が複数ある中で1者を選定した具体的な理由が記載されていないものが見受けられたので、類似業務の受託歴など緊急対応可能な業者として選定した理由を併せて記載すること。

（３）予定価格の設定は適切に行うこと

予定価格は、契約規則（資料２）第 11 条及び第 12 条に準じて定めることとなっている。

特命随意契約については、取扱要領で「特定された 1 者と契約を締結する特命随意契約の参考見積書の徴取については、単数でもやむを得ないものとする」となっており、単数での見積書によって予定価格が設定されているものが多くあるが、取引の実例価格、履行の難易、数量の多少、履行期間の長短、需給の状況等を考慮し、参考見積金額の妥当性を検証した上で予定価格を設定すること。

（４）随意契約における入札参加資格の登録について検討すること

取扱要領では、市が発注する随意契約の相手方は、入札登録者または物品製造等見積参加（提出）制度等の登録者としているが、地方自治法施行令（資料３）では競争入札参加者の資格については言及するものの、随意契約には参加資格の必要性を規定していない。しかしながら、調査の中では登録している事業者が 1 者しかないことを特命随意契約理由としているものも見受けられた。随意契約では、入札参加資格登録がない業者との契約も想定されることから、契約所管課において入札参加資格登録の必要性について検討すること。

（５）契約手続きを適正に行うこと

契約手続き全般として、次のような問題点が見られたので、適正に執行すること。

ア 契約書に契約保証金を免除する旨の記載がない

契約書に契約保証金の免除の記載がない場合、保証金相当額を違約金として徴収できなくなる場合があるため、契約保証金が免除される場合であっても、契約書に免除と記載すること。

イ 仕様書に具体的な業務の記載がない

仕様書は業務内容を相手方に正確に指示するために作成するものであるため、具体的な業務内容を明示すること。

ウ 契約内容と実務が相違している

契約書で業務完了時に検査を行い、検査に合格した後請求に基づき支払うとなっているが、毎月委託料を支払うなど、契約書と実務が相違しているので、整合させること。

エ 契約検査課に合議をしていない

予定価格が 50 万円（令和 7 年 6 月以降は 100 万円）を超える業務委託の執行伺及び契約締結伺は、契約検査課へ合議すること。

【資料】

1 物品製造等にかかる契約事務取扱要領（令和6年4月1日）（抜粋）

第3章 各入札・随意契約方法の事務処理

（4）随意契約（特命随意契約）

特命随意契約とは、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号から第9号に基づく随意契約で相手方を1者に限定する特殊な契約形態であり慎重に取り扱うべきである。排他的で競争性のない入札・契約方法であるから業者選定する理由は、具体的かつ説明責任が果たせるものでなければならない。

2 磐田市契約規則（平成17年4月1日規則第32号）（抜粋）

第1章 契約の手続

（予定価格）

第11条 一般競争入札に付する事項の価格は、当該事項に係る仕様書、設計書等によって予定し、当該価格を記載した書面を封書にして、開札の際、これを開札場所に置かなければならない。

（予定価格の決定方法）

第12条 予定価格は、一般競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続して行う製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

2 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、履行の難易、数量の多少、履行期間の長短、需給の状況等を考慮して適正に定めなければならない。

3 地方自治法施行令（昭和22年5月3日）（抜粋）

第5章 財務

第6節 契約

第167条の5 普通地方公共団体の長は、前条に定めるもののほか、必要があるときは、一般競争入札に参加する者に必要な資格として、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況を要件とする資格を定めることができる。

2 普通地方公共団体の長は、前項の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めたときは、これを公示しなければならない。

※一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた公示

競争入札に参加する者に必要な資格（平成17年4月1日告示第34号）

磐田市物品製造等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（平成17年4月1日告示第37号）